（警察署長による遺失者の確認の方法等）

**第二十条**　［略］

2　法第十一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する受領書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

3　警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

［一・二　略］

（照会の方法）

**第二十二条**　法第十二条（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による照会は、別記様式第九号の拾得物件関係事項照会書を用いる方法その他の適当な方法により行うものとする。

（費用の請求）

**第二十三条**　警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十号の請求書を交付するものとする。

（保管物件の届出等）

**第三十一条**　届出は、別記様式第十一号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2　［略］

（売却の届出）

**第三十二条**　法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

（処分の届出等）

**第三十三条**　法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十一号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

**第四十一条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～七　略］

（警察署長による遺失者の確認の方法等）

**第二十条**　［同上］

2　法第十一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する受領書の様式は、別記様式第十号のとおりとする。

3　警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第十号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

［一・二　同上］

（照会書の様式）

**第二十二条**　警察署長は、法第十二条（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第十一号の拾得物件関係事項照会書を用いるものとする。

（費用の請求）

**第二十三条**　警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十二号の請求書を交付するものとする。

（保管物件の届出等）

**第三十一条**　届出は、別記様式第十三号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2　［同上］

（売却の届出）

**第三十二条**　法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十三号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

（処分の届出等）

**第三十三条**　法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十三号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2　［同上］

（電磁的記録媒体による手続）

**第四十一条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第十四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～七　同上］